

令和7年6月23日
文化庁国語課

ローマ字使用の在り方に関するパブリックコメント（意見公募手続）の 結果について

文化審議会国語分科会で検討が行われているローマ字使用の在り方について、下記のとおり意見募集を実施しました。

御意見の概要及び御意見に対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、適宜内容を集約しました。その際、意見募集の対象である「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理(案)」と関係のない御意見は扱っておりません。

この意見募集に御意見をお寄せくださった多くの方々に、改めて厚く御礼申し上げます。

意見募集の概要

募 集 期 間	令和6年12月14日～令和7年1月13日
意 見 の 対 象	ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理(案)
意見受付方法	電子政府の総合窓口(e-Gov)、電子メール、郵送
意 見 総 数	266件（同一人による複数の意見は、それぞれを1件として計数）

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
整理の2 について	「一般の社会生活」の内容が曖昧である	ローマ字使用の場面や目的については、これまでの国語に係る内閣告示に準じた記述としています。 また、場面や目的については、「改定の考え方」において言及しています。
	ローマ字つづりの目的や役割(誰のためのものかなど)を明確にする必要がある	
整理の3 について	案に賛成する ・日本語の音韻に基づけば、撥音 ^{はつ} について「n」と「m」を使い分ける必要はない ・英語話者にとっても発音はそれほど困難ではない	撥音及び促音に関しては、各種調査において、ヘボン式で用いられることのある表記の使い分けへの理解が余り広がっていないという結果が見られました。 そのことを踏まえ、国語を書き表すために使用しやすいつづり方とするという観点から、できるだけ複雑にならない考え方を採用したものです。 ただし、これまで各分野で採用され定着してきた表記については、これを尊重することとしています。
	「b,m,p」の前の撥音は「m」で表記することを本則とする ・社会一般で、広く使用されている表記を採る必要がある ・英語の音声を踏まえるのであれば、この場合の「n」の使用は考えにくい	
	撥音のつづりを変更する ・「n'」とする ・「n」に補助符号を付ける方法を採用する ・「nn」とする。整理6が示す「'」(アポストロフィー)の使用が不要になる	
整理の4 について	案に賛成する ・規則的で一貫性がある	
	「ch」の前の促音は「tch」とつづることを本則とする ・社会一般で、広く使用されている表記を採る必要がある ・英語における「cch」というつづりは、全て/k/と発音する	
整理の5 について	案に賛成する ・長音であることを明らかにする方法として適切である ・長年の課題が解決する	長音符号を使用する書き方を今後も用いるかどうかについては、国語分科会においても議論がありました。 符号付き文字による長音表記は、歴史的に長く用いられてきたこと、また、現在も鉄道の駅標など実際の社会生活において使用されているといった実態を踏まえ、これを維持することとしました。
	長音の定義が曖昧である。母音連続と長音との区別を示す必要がある	
	符号の使用はやめ、母音字を並べる方法に統一するか、母音字の使用を優先する ・符号は情報機器での使用が難しい ・符号は外国人に理解されない ・母音字を並べる方法を優先しない限り、符号を省略する習慣が今後も残ってしまい根本的な解決にならない	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
整理の5について	符号付き文字の使用と母音字を並べる方法との優先関係を明確にする	本案では、母音字に符号を付すことを原則としつつ、母音字を並べる書き方もできることとしました。 これは、二通りの表記を認め一つに定めないことを意味しますが、長音を確実に示すための手当てを行うことがより重要であるという観点から導入するものです。 なお、母音字を並べる長音の示し方は、現行内閣告示においても大文字の場合に限って認められており、それを小文字にも適用したものです。
	符号式と母音並列式の混在を防ぐ必要がある	
	母音字を並べる方法は導入しない方がよい ・転写(音声を文字に写すこと)主義に一部翻字(文字を文字に写すこと)が導入されることによる混乱が予想される ・長音符号を用いることを本則とし、符号の省略も認めればよい ・符号を省略したとしても相互理解を大きく妨げることはない ・どちらを使えばよいかわかるおそれがあり、表記の揺らぎを助長する ・一般社会で使われておらず、実態を反映していない ・国際規格(ISO 3602)では、イ列長音も符号で示すこととしている ・母音を並べる方法はスマートでない ・パスポートの表記と一致させるべきである	
	現代仮名遣いに準じた書き方を導入することは避ける ・現代仮名遣い自体が十分に理解されているか疑問である ・現代仮名遣いが改定されるとそれに合わせて改める必要が生じる	母音字を並べて長音を示す際に、現代仮名遣いと同様の書き方を用いる方法は、本案が新たに提案するものです。 仮名遣いは、義務教育で身に付けるため、日本語に親しむ人たちにとって受け入れやすく、迷うことが少ない表記法であると判断し、長音の表記に限って採用したものです。
	エ列のうち「令和」のようなものは、全て「ei」とする	原則的には、イ列もエ列もこれまでの慣用に従ったつづり方を用いることとしています。しかし、教科書等において、二通りの表記が見られることから、符号を用いるものをくゝに入れて示すこととしました。発音に近づけて示す必要がある場合などに符号を用いることが考えられます。
	イ列とエ列だけ複雑な規則になっている。全てそろえた方がよい	
	例示「へえ」は現代仮名遣い(昭和 61 年内閣告示)に合わせ「ええ」とする	御指摘に合わせ修正しました。

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
整理の5 について	オ列長音を母音を並べて示す場合には oo に統一する ・ou は英語のつづりとの関係から正しく発音されないおそれがある ・長音(例:格子)と長音でない語(例:子牛)との区別ができない ・機械的変換ができない ・歴史的に考えても ei と ou の扱いは別でよい	オ列長音を母音字を並べて示す場合に現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる方法は、母語話者や日本語に親しんでいる人にとって使いやすく、実際に使われるようなつづり方とするという観点から、導入したものです。 また、切れ目を示す必要がある場合には、「'」を用いることとしています。
	「OH」「oh」の使用を認める必要がある ・全く触れていないことに不審を覚える ・大谷翔平氏の活躍によって国際的に定着している ・パスポートでも認められ、実際に使用している人が多い	この表記はオ列長音においては広く使用されていますが、他の長音に用いられることはまれです。 また、h がハ行の子音字として用いられるため、例えば「大入り」を「ohiri」と書く場合には、切れ目を示す必要が生じます。 これらのことから、一般的なルールとしては、採用しませんでした。
	「^」(山型)の位置付けを明確に示す ・「-」(マクロン)だけに統一する ・「^」の方を用いるのが適当である ・「^」も同様に使えることとする ・当面「^」を許容する ・現状使いやすい「^」を主とし「-」を許容とする ・「O^edo」(大江戸)のような便宜的な表記についても検討する	長音符号に関しては、社会の使用実態を踏まえて「-」の使用を原則とするものの、その使用が定着するまでは、これまでの経緯に基づき「^」を用いても差し支えないこととしました。 なお、便宜的な表記については、「改定の考え方」の中で言及しています。
	符号付き文字を使えない場合の代替表記を示す必要がある ・母音字の隣に符号を示す方法も許容する	
	情報機器での長音符号の使用について配慮する必要がある ・現に e-Gov のサイトからの使用ができない ・情報機器で使いやすくなるよう努める必要がある ・文字コード上は既に使用可能であることから、長音符号の活用を徹底する	御指摘のとおり、情報機器での使用方法についても十分に留意する必要があります。今後具体的な入力方法に関する周知等についても検討します。
	母音字の後に「e」を書く独語式を検討してはどうか	
	ただし書きの一文が長く、文の前半の構造が複雑であるため修正が必要である	修正しました。

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
整理の6 について	「'」と「-」(ハイフン)に互換性を持たせる	「'」については、個人名などの固有名詞への使用も含め、現行内閣告示と同様に用いることとしました。
	「'」ではなく、全て「-」にする	
	「'」と「-」の使用は慎重にする必要がある ・他言語における慣用などとの間で混乱が生じかねない ・プログラミングなど情報機器で使えない場合がある	
	個人名に「'」を使用するような書き方も検討してはどうか	
	どのような場合に「'」を使用するか説明が曖昧である	
整理の7 について	案に賛成する	外来音にのみ用いられる音等については、分野ごとに様々な考え方で表記されており、一意に定めることが容易ではありません。 このため、統一的な扱いを示すことは控えました。
	外来音のうちには、日本語に既に定着しているものがある。それらのつづり方についても検討する必要がある	
	「ティ」「ファ」「チェ」など汎用性のある音韻については参考となる置き換え表を用意してもよいのではないか	
	外来語にのみ用いられる音についても詳しく示す必要がある	
整理の8 について	固有名詞の語頭に大文字を使うことを一律に定める必要はない	社会の使用実態や現行内閣告示の考え方に従い、従来どおりとしました。
整理の9 について	「-」の使用に関する考え方をより具体的に示す必要がある	現行内閣告示に言及がない「-」の使用については、社会実態に合わせて採用し、必要に応じて使用できるものとした。 一律に判断し、詳細な考え方を示すことは困難ですが、実際の使用例が多いため、「用いることができる」ものとして採用することとします。
	「-」の使用は慎重に扱う必要がある・使用すべき語やその箇所は一律に判断しにくい	
整理の10 について	ローマ字文の書き方は別途検討した方がよい	現在は、地名や人名、団体名など固有名詞を中心に使用されているため、文や文章を書くための考え方を示すのは、現在、慣用として定着しているところまでにとどめました。
	分かち書きの考え方を検討する必要がある	
	半角スペースの用法を定める	
	助詞の「は」「へ」「を」は、「ha」「he」「wo」とする	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
整理の 11 について	案に賛成する	御指摘のとおり、国語分科会は、できるだけ統一的な考え方を示すことを目指してきました。しかし、各分野におけるローマ字使用の現状に混乱を来したり、必要以上の経済的負担を生じたりすることのないようにすることも大切です。 これまで広く用いられてきたつづり方や具体的な表記については、これを尊重し、実際の使用状況や慣行を踏まえ適切に判断されるべきものと考えています。 一方、今後表記の再検討などが行われる場合には、本案の考え方を参考にすることが望まれます。
	特例を認めることは避け、統一を目指す必要がある ・個人の姓名、団体名等の表記も統一し、特例を認めるべきではない ・非強制はやむを得ないが、明示的に示すのは避ける ・整理の 11 は削除し、各所との協議によって一元化する ・例外を認める前に「適切な対応」に関する基本的な考え方を示す必要がある ・「各表記の所管部署」「適切な対応」等の内容を具体的に示す ・改定後に全府省庁が従うものにならないのであれば、現行のままと変わらない	
	「直ちに」という言い方は、将来的な変更を想定しているということかどうか不明	
	英語の表記と日本語のローマ字表記を明確に区別する ・英語に基づくつづりは英語教育において検討すればよい ・外国語の慣用に基づく表記は国語課の所管ではなく、触れるべきではない	
表(案)について	案に賛成する ・実際に普及しているつづり方を採っており、社会の実態に合っている ・表は一つが望ましい ・片仮名が付加され分かりやすくなった ・実質的な国際語となっている英語との親和性が高い ・日本語を母語としない人たちにとって分かりやすい ・学校教育における混乱を避けることができる	本表については、「できるだけ統一的な考え方を示す」という諮問の趣旨を踏まえ、社会実態に即した形で、一つの表にまとめました。

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
表(案)について	訓令式を主とすべきである ・日本語の音韻体系に基づく訓令式の方が言語学的な合理性において優れている ・ヘボン式にはない規則性があり、日本人にとっての分かりやすさと使いやすさの観点から、訓令式が優れている ・海外の著名な言語学者から賞賛を受けた唯一のローマ字表記方法である ・仮名の五十音との関係において整合がとれる ・日本語の音韻は日本語しか知らない人々の認識に基づいて論じる必要がある ・国際規格(ISO 3602)は訓令式によっている ・ヘボン式が国際的であるというのは誤解である。英語圏以外の人たちにとって分かりやすいわけではない ・言語文化の多様性を認める観点から、英語に迎合し偏向するヘボン式ではなく訓令式が望ましい ・外国語を参考にして国語に関する表記を決めるべきではない ・これまでの学校教育との一貫性を維持する必要がある ・現行の内閣告示が訓令式を採用しているのは、過去に十分な議論が行われた結果であり、既に決着している事柄である ・訓令式は入力方法との親和性が高い ・ヘボン式には様々な版があり実体が曖昧である ・アイヌ語などに配慮し訓令式のままにする必要がある ・訓令式の使用が広がらないのは、ヘボン式を使うことが強要される状況があるからにすぎない ・ヘボン式が広がっているのは政府がパスポートや道路標示等に採用してきたせいである ・制限のないところでは「NISSIN」「Nizi Project」「tuki.」といった訓令式の表記も日常的に使われている	これまで、昭和12年の内閣訓令、昭和29年の内閣告示・訓令の2度にわたり、いわゆる訓令式のつづり方が採用され、学校教育においても長年にわたり学習されてきました。しかし、このつづり方は一般の社会生活で広く用いられるものとはなっていません。 本案は、社会で実際に用いられている表記が、いわゆるヘボン式に準じていることを踏まえて「本表」を掲げています。また、各種調査の結果からも、このつづり方に、多くの人たちが慣れ親しんでいる状況がうかがえます。 一方で、案に掲げたもの以外のつづり方にも意義や用途があることを重ねて確認してきました。 この点について、今回採用するつづり方と、これまでに用いられてきたつづり方との対照を示すため、参考として「(付)対照表」を示すこととしています。 なお、改定に向けた案は混乱を来すことを避けるため、現行内閣告示を踏まえつつ検討したものであり、新たな考え方は、長音のつづり方に一部導入するにとどめています。
	日本式を採用すべきである ・国語のつづりは表音式と相いれない。四つ仮名や「を」などに対応でき、入力方法とも親和性が高い ・日本式の有用性を認める必要がある	
	混乱を避けるため、新たな考え方は導入せず従来の慣用の範囲で改めるのがよい	
	四つ仮名の使い分けなどを導入すべきではない	
	表に付された仮名が音を表すものであることを表内に明示する必要がある	
	表に「n」を入れると翻字と誤解されるおそれがある	
	五十音に全て2文字で対応できる現行のままだが望ましい	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
個別のつづりについて	ラ行には「L」が適している ・日本人は「R」の音を使っていない ・外国人にとって発音しにくい	「ラ行」や「フ」のつづりについては、歴史的経緯と社会の実態を踏まえ、広く使用されている書き表し方をそのまま採用することとしています。
	「フ」は「hu」とする ・Fワードを連想させる ・日本人は「F」の音を使っていない	
	「を」は「wo」とする	御意見に見られる各つづりについては、主たる表には採用しないものの、参考として「(付)対照表」において対応を示すこととしています。 ただし、現行内閣告示に示されていない音や現在一般的に用いられることの少ない音にまで言及することは控えました。 また、例示については御意見を踏まえ、更に検討を加えています。
	四つ仮名の使い分けができるようにする	
	ワ行、ヤ行などに対応するつづりを示す	
	「あっ」「げっ」のような促音のつづりを示す ・「q」を用いる方法がある	
	拗音を表す「y」を用いたつづりを維持する	
	「言う」のつづりを示す	
	例示を増やす又は変更する ・様々な姓名を例示してほしい ・「yen」のような慣用も示す	
	助詞を明示するために補助的な記号を使用する	
情報機器との関係について	長音符号付き文字を使用する方法などに配慮する必要がある	御指摘のとおり、情報機器における入力方法や文字コードの在り方等に対しては、十分な配慮が必要であると認識しています。 今後とも、ローマ字使用に必要な情報の周知に努めてまいります。
	ローマ字つづりとローマ字入力との親和性に留意する	
	符号をできるだけ使わないよう周知する必要がある ・符号は入力が面倒で、文字化けの原因にもなる	
	ローマ字入力が標準のようにになっているが強制すべきではない	
	文字コードの専門家の知見を反映してほしい	
	符号付き文字の使用は、16 ビットのユニコードによる必要があることを周知する	
	四つ仮名などの入力に関する注意喚起が必要である	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
学校教育との関係について	ヘボン式に基づいた場合、規則的な子音と母音の組合せが分かりにくくなる	改定の趣旨については、学校教育においても円滑に導入されることが望ましいと考えています。 学校における対応に関しては、従来のローマ字教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置に委ねることとしています。
	ヘボン式は表記の一貫性に欠けるため指導が難しい	
	英語に寄せることに危険を感じる	
	社会で用いられている表記を学習するという観点からヘボン式がよい	
	英語教育が本格的にはじまる小学校5年生での混乱を避けるため、はじめからヘボン式を学ぶのが望ましい	
	国語教育と英語教育との関係が必要である	
	英語教育に弊害のあるローマ字は不要である	
	学校で学ぶつづりと情報機器への入力方法とを一致させる必要がある	
	教育現場に混乱が生じないよう、学習指導要領改訂との連動が必要である	
審議の在り方について	整理案の背景にある理由や経緯をもっと詳しく示す	見直しの検討に当たっては、国語に関する世論調査やローマ字のつづり方に関する意識調査等において、社会の実態や人々の意識を把握するとともに、音声学的、音韻論的な見地からも委員及び有識者からのヒアリングを実施し、それらに基づいて議論がなされてきました。 本表に掲げたものの以外のつづり方にも意義や用途があることを踏まえつつも、社会の実態に即した形で、できるだけ統一的な考え方を示すこととしたものです。
	現状の分析が不足している	
	ヘボン式を採用する根拠となる数量的データを示す必要がある	
	国会で議論すべき事柄である	
	委員にローマ字の専門家がいらないのではないか	
	過去にヘボン式ではなく訓令式が採用された理由が検討されていない	
	音声学的、音韻論の見地からの議論が尽くされていない	
	音声と音韻(音素)との区別がなされているか疑問である	
	音韻論から見れば劣るヘボン式を採用するのは科学に反した行動である	
	パブコメで意見を聞くだけでなく、対話的な議論が必要である	
	揺れの起こらない案とするよう時間を掛けて徹底的に検討する必要がある	
	民主的な審議になっていない。過去のように徹底的な議論を求める	
	他の案も含めて網羅的に示してほしい	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
全体を通して	案に賛成する	ローマ字は、国語を書き表す上で、平仮名、片仮名、漢字とともに、欠かせないものとなっていると考えます。一方で、その使用状況や使用の目的は、少しずつ変化してきています。 ローマ字つづりを用いる基本的な目的は、国語を書き表すことにあります。国際的に用いられ文字数の限られるローマ字で日本語を表すこの表記法は、地名や人名、団体名など固有名詞を中心に使用され、平仮名、片仮名、漢字とともに、国語の中で欠かせないものとなってきました。また、国内において急速に増えつつある日本語を母語としない人々のために役立っているほか、情報機器においてローマ字の仕組みが文字入力に活用されるといった状況もあります。 こうしたことを踏まえて、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑なコミュニケーションに資するものとなるよう検討を進めてまいりました。
	ローマ字は不要である。日本語の表記は、漢字仮名交じり文によって行われており、当初の見込みに誤りがあった。外国人もローマ字を学んでいない	
	一般の社会生活においてローマ字の必要性は希薄であり、内閣告示は廃止してよい	
	実際には、訓令式でもヘボン式でもないようなつづりが自由に用いられているが特段の不便があるわけではない	
	新たなローマ字体系を提案する	
	日本式、訓令式、ヘボン式を全て反映した案にするのがよい。統一を図らなくとも表記揺れとして理解可能である	
	地名や人名用の表記としてヘボン式、文書作成用の表記として訓令式を用いるといった使い分けを行う	
	日本語を理解していなければ、ローマ字は正確に読めないということに留意する必要がある	
	ヘボン式に基づくつづりを採用するのであれば、撥音や促音の扱いについてもヘボン式の慣用を受け入れるべきである	
	できる限り現状に変更を加えるべきではない。実態として用いられているつづり方の範囲で検討を進める必要がある	
	文字コードなどに配慮し、仮名とローマ字との間で機械的交換が100%できるようにする必要がある	
	転写を基本とするつづり方であることを明示する	
	長音の表記に限らず、現代仮名遣いに従って仮名対ローマ字の翻字の規則とする	
	国際規格や英国規格に合わせて翻字の規則とする	
	「公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について」の考え方に倣うべきである	

対 象	主な意見の概要	文化庁の考え方
そのほか	マイナンバー、パスポートの表記との統一を図る必要がある	御指摘にあるような他府省の取組との関係については、これまでの経緯を踏まえ、混乱を来したり、必要以上の経済的負担を生じたりすることがないように、適切に対応されることが必要であると考えています。 また、御意見を参考にし、用語や案の示し方についても改善を図っています。
	服部四郎氏の「新日本式」にも言及すべきである	
	例示の順は日本語→ローマ字とした方がよい	
	アイヌ語にも対応できるものとする	
	長音符号を使わないのであれば「ヘボン式」という名称を用いるべきではない	
	記述の仕方が不明瞭でよく分からないところがある	
	ローマ字の認識性に優れたフォントを使用してほしい	